

平成30年度第8回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成30年8月8日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第 8 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 30 年 8 月 8 日 (水) 午前 9 時 30 分
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3・第 4 委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 27 号議案 平成 29 年度歳入歳出決算 (教育委員会所掌分) の調製
依頼について
 - 第 2 第 28 号議案 平成 30 年度 9 月補正予算の調整依頼について
 - 第 3 第 29 号議案 富士森公園陸上競技場施設改修工事請負契約の締結に関
する議案の調製依頼について
 - 第 4 第 30 号議案 平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価 (平成 29 年度分) について
 - 第 5 第 31 号議案 八王子市小・中学校における働き方改革推進プランにつ
いて
 - 第 6 第 32 号議案 八王子市スポーツ推進審議会への諮問について
 - 4 報告事項
 - ・「不登校の子どもたちを支援する学校等の説明会」の実施結果について
(教育支援課)
 - ・こども科学館ネーミングライツ・スポンサー協定の締結 (継続) について
(こども科学館)
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
委 員	村 松 直 和
委 員	柴 田 彩 千 子
教育長職務代理者	大 橋 明
委 員	笠 原 麻 里

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	穴 井 由 美 子
指 導 課 長	中 村 東 洋 治
教 職 員 課 長	渡 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	瀬 尾 和 子
生涯学習政策課長	岡 本 洋
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	浅 岡 秀 夫
文 化 財 課 長	中 野 み どり
こ ど も 科 学 館 長	遠 藤 讓 一
図 書 館 部 長	石 黒 み どり

中央図書館長	太田浩市
川口図書館長	成田俊雄
指導課指導主事	高木紘二郎
指導課指導主事	星野正人
スポーツ振興課主査	青木英之
教育支援課主査	長田智久
教職員課主査	野村秀郎
教育総務課主査	堀川悟
教育総務課主事	飯田知子
教育総務課主事	小山ちはる
教育総務課嘱託員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをしました。本日の出席は、5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより、平成30年度8回定例会を開催いたします。

本市は、地球温暖化対策、省資源対策の一環として、節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯や、職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、大橋明委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事でございますが、第27号議案から第30号議案ははまだ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」との呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

安間教育長 日程第5 第31号議案 八王子市小・中学校における働き方改革推進プランについて、議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

溝部教職員課長 それでは、第31号議案 八王子市小・中学校における働き方改革推進プランにつきまして、詳細は、担当の野村主査から説明させていただきます。

野村教職員課主査 それでは、第31号議案について、説明をさせていただきます。お手元でございます、第31号議案関連資料を御覧ください。

本プランの作成の趣旨ですが、学校を取り巻く環境の複雑化、多様化に伴い、求められる役割は拡大し、教員の長時間労働が極めて深刻な状況であることが明らかになっています。教員の長時間労働の要因を見直し、教員が本来の業務に専念できる勤務環境を整えることで、教員一人一人が心身ともに健康を保ち、誇りとやりがいを持って働くことができるようになり、そのことが学校運営の持続性を高め、子どもの教育によい影響を与えるものでございます。

現在、国や東京都からも、各教育委員会による実施計画の策定と、それに基づく取組の促進を促されており、本市教育委員会においても、八王子市立小・中学校における働き方改革推進プランを作成いたしました。

これまでの経過でございますが、これまで5月から7月までの間に検討委員会を3回、検討委員会の作業部会である幹事会を3回実施し、本プランを作成しております。その構成メンバーについては、こちらの関連資料を御覧いただければと思います。

それでは、別添の八王子市立小・中学校における働き方改革プランを御覧ください。こちらを開いていただきますと、まず、構成でございます。目次を御覧ください。目的、目標値の設定、取組の方向性、取組の体系図、具体的な取組、評価、検証、国、都への要望及び保護者、地域への働きかけ、以上7つの項目をつくり、構成をしております。

それでは、そのプランについて、順次説明をさせていただければと思います。プランの1ページ目を御覧ください。目的でございます。こちら目的につきましては、本市におきましては、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る、本プランにおいての目的をこのように設定させていただいております。

続いて、目標値の設定でございます。こちらにつきましては、平成29年6月に東京都教育委員会が実施した教員の勤務実態調査で、総在校時間が60時間を超える、いわゆる過労死ライン相当にある教員が多数いるということが判明しております。その部分について、本市でも調査をした結果、同様な結果が見受けられております。それを踏まえた中で、目標値の設定としまして、過労死ライン相当の長時間労働の解消を目指し、当面の目標として、週当たり在校時間が60時間を超える教員をゼロにすると設定しております。

また、働き方改革プランの実効性を検証するために、教員に対する意識調査を実施、その2点を目標値の設定に掲げております。

2ページ目を御覧ください。取組の方向性でございます。こちらでは、本プランの取組の方向性を4点抜き出して、それについて具体的な取組を総合的に進めてまいります。こちらの4点を申し上げさせていただきます。

1番、教員業務等の見直しと業務改善の推進。2番、在校時間の適切な把握と意識

改革の推進。3番、学校を支える人員体制の確保。4番、安全衛生の推進。以上の4点を方向性として具体的な取組を掲げております。

続いて、3ページ目、4ページ目を御覧ください。こちらの取組の体系図になっております。先ほど御説明させていただいた取組の方向性4点に、さらに具体的な取組が書かれている内容のものです。

1番、教員の業務等の見直しと業務改善の推進につきましては、具体的な取組を9点。2番の在校時間の適切な把握と意識改革の推進に関しては、6点。3番の学校を支える人員体制の充実については、2点。4番、安全衛生の推進に関しては、具体的な取組として4点掲げさせていただいております。

続いて、5ページを御覧いただければと思います。こちら5番、具体的な取組でございます。こちら、先ほどの4点のものにつきましてはの具体的な取組ですが、ここでは、説明を割愛させていただければと思います。

続いて、8ページ目を御覧ください。評価・検証についてですが、こちらにつきましては、このプランを作成した検討委員会において、プランの実施状況、目的の達成の状況を評価・検証するとともに、必要に応じて見直しを図るPDCAサイクルを運用して改善をしていきたいと考えております。

項目7でございます。国・都への要望及び保護者・地域への働きかけ。今回の働き方改革に関しては、国・都は、当然、八王子市教育委員会、また、学校で取り組むだけで実現できるものではございません。そうした中で必要に応じて、国や都に応じて必要なことに関して要望していくという考えでございます。

また、保護者・地域への働きかけに関しても、こちらの部分についても、今後、こういった働き方改革を進めていくためには、学校の支援者や関係者に御理解いただくことが重要であることから、今後の教育委員会としては、学校と連携し、効果的な情報発信を行っていくと考えております。

以上が説明となりますが、今後の予定としましては、9月に議会報告並びに学校への通知、ホームページへの公開ということを考えております。

説明は以上となります。

安間教育長 ただいま説明が終わりました。まず、本案について、御質疑はございませんか。

村松委員　こちらの8ページですが、国・都への要望及び保護者・地域への働きかけ。

保護者・地域への働きかけというのは、PTAを介して、または町治連さん、地域の方たちに事情や現状を御理解していただき、働きかけをしていく。これが大変重要なことだと思っておりますが、逆に、国・都の要望というのは、どのようにしていくのですか。

野村教職員課主査　国・都への要望に関しましては、この働き方改革に関しまして、例えば、東京都からは、これに関する補助金の要望とかがきております。そうしたもので、本市で使えるものに関しては、申請し、補助金を使いながら活用していくということを考えてみたり、そのことにつきましても、今後、こちらのほうで考えているものについて、機会があるごとに、東京都、または国へ何かしらの要望をしていくということが必要かと考えております。

村松委員　例えば、スクールサポートスタッフですとか、校長先生方に御意見を聞くと、非常に有効だという話をちらほら聞きます。そういうことも、もちろん要望として聞いていただくのはいいのですけれども、国、文科省、都の教育委員会からも、メールもそうですし、いろいろなアンケート、または施策が下りてくると思うのですけれども、まず、根本的にそういうものを見直していただいて、削減できるところは削減していただいたりとかしてもらわないと、結局、現場または市教委が全て責を負ってやっていかなければいけないということなので、八王子市の教育委員会は、国にもできる限り、そういうものを削減していってほしいということを要望していただきたいと思います。そういう機会、または文書で提出する機会というのはあるのですか。

安間教育長　今のようなお話については、所管のほうでまとめて、東京都の教育長会を通じて国へ、また本市の場合は、中核市教育長会という、そこも予算要望をできる場がありますので、今の村松委員の御意見のほうは、こちらのほうでまとめて、来年度の国への要望のところで、しっかりと伝えていきたいと思います。

ほかに、御質疑、あわせて御意見でも結構でございますから、いかがでしょうか。

柴田委員　学校コーディネーター、地域学校協働活動推進員について質問なのですが、学校コーディネーターですが、今、全校に配置されていますか、ということ。それから、学運協の委員の中に、この学校コーディネーターは入っていらっしゃるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

中村指導課長 昨年度の時点なのですが、全校にコーディネーターを配置しております。

学運協のほうに関しましても、全部ではないのですが、約6割程度の方が、コーディネーターとして勤務はされております。

柴田委員 ありがとうございます。では、残りの4割の学校コーディネーターさんは、学運協のメンバーには入っていらっしゃらない。あるいはまだ、学運協が設置されていない状況だということですか。

渡邊教育総務課長 学運協の構成員に関しましては、各学運協で、まず決めていただくという形になっておりますが、今、柴田委員がおっしゃられたように、昨年度、今年度、昨年度が非常に多くございまして、32校、今年度は8校をもって、全学校に学運協が設置が完了いたしますので、今年度初めて、全学運協の会長さんを招聘した連絡会を立ち上げさせていただきました。今後はそういうところを通じて、市教委のほうからも働きかけを行っていきたいと考えております。

柴田委員 やはり学校コーディネーターが学運協のメンバーとなって、学校経営に参画していくということが、求められているのではないかと考えています。そうすることによって、各学校の地域性に応じた課題がコーディネーターさんは把握できると思いますので、そういった中で、学校の教師の状況なども踏まえて、どういうコーディネートをしたらいいのかとか、それから、大規模校、小規模校なりのコーディネーターのあり方というものもありますので、ぜひ、コーディネーターさんにも、学校経営というところに参画していく仕組みを、教育委員会としてとしていただければと思います。

安間教育長 ほかにございましょうか。

大橋委員 それでは、意見とそれからお願いといたしますか、要望なのですが、まず、意見ですが、私は、今回、出されたプランで進めていただけたらと考えています。

そして、お願いというのは、このプランをより実効性のあるものにするために、幾つか必要なことがあるのではないかと考えています。

まず1つは、各学校の教員の意識です。校長だけがこの働き方を変えていこうというのでは、実効性がないと思います。やはり教員の意識を変えていくことが必要なので、もちろん各学校の管理職が、教員の意識を変えると同時に、やはり教育委員会としても、そのための政策を打っていく必要があるのかなというのが、お願いの1つ目

です。

それから2つ目は、あくまでもこの働き方改革というのは、教育の質を上げるのだということが目的です。ですので、そのことを各学校の教員、もちろん、それから保護者、地域の方にも理解をしていただく。その啓発というのをさせていただけたらと思います。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。何か所管のほうで、答えることはありますか。

溝部教職員課長 御意見ありがとうございます。そのような形で進めていきたいと思えます。

ちなみに、6ページにございます(2)の下から2つ目の に、教員のタイムマネジメントの向上という研修事業がございます。これにつきましては、管理職に限らず、教員の方に受けていただいて、意識を変えていきたいといったところを狙っているものでございます。

笠原委員 先生方の働く時間をしっかりと有効に活用していただけるようお願いをしたいと本当に思います。

ここで数的には、それほど多くはないかもしれませんが、特に産業医ということも出てきておりますが、一度お休みに入られた先生方のリワークという考え方も少し検討していただけることも大事ななと思っております。と申しますのは、キャリアをそれなりに積まれた先生が、少しダウンをされた後に、それでもまた復帰するという点においては、多分、現場も気を遣ったり、いろいろ時間をそこに費やしたりするのですが、そういうときのリワーク・プログラムなどというものが、近年、専門家の中で割と言われてもおりますので、特に学校の先生という特化されたお仕事でもありますので、逆にきちんとやっていける、そういうふうな形で、現場復帰というものを支えて差し上げるシステムみたいなものも、念頭に置いていただけたらなと思っております。

以上です。

安間教育長 何かございましょうか。よろしゅうございますか。

斉藤指導担当部長 今、笠原委員から御指摘のあった点でございますが、特に心の病で長期休業された教員につきましては、復帰訓練というプログラムがありまして、大体

2カ月ぐらいになりますかね。最初は授業を持たないで、まず学校に来て、簡単な事務作業を手伝うところから、だんだん子どもの中に入っていき、数時間授業をもってという形で、1週間ごとに、というようなプログラムがありますので、そのあたりを活用しながら、円滑復帰できるような対応をとっているところでございます。

安間教育長 よろしゅうございますか。ほかに、委員の方からございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、私のほうからも、大きく2点。中学校の部活動の件と、もう1つは、働き方改革の本丸と考えている点について、別々にお話をさせていただきます。

まず1点目の部活動についてなのですが、ガイドラインを国がつくり、都がつくり、そして、八王子市としてもつくる。学校においては、校長が部活動を束ねる立場として、校内の部活動に関する適正化を図っていくと。これはそうなのですが、今年に入ってから、4月以降、さまざまなスポーツ団体等で、さまざまな問題点が発覚をしているというのは、私は決して偶然ではないと思う。世の中全体の風潮が、そういったところに対して厳しくなっている。適正な目を持ち始めてきたからなのだろうなと思います。その際、大事になってくるのは、全体を統括している、今の話で言うなら、我々教育委員会、それと1個1個の部活動に責任を持って校長という、そういう単位だけではなくて、いわゆる中学校の部活動を運営している中体連、そちらの組織が、今までのように、単に大会を開催いたしますというだけの組織ではなく、中体連自体がガバナンスを働かせなければいけない時期にきているという、警鐘ではないかなと思うわけです。

さまざまな大学のスポーツ等でも、大学の問題です、では、国としてどうしますか、という話の前に、まず、そのスポーツ団体の組織が、何らかのガバナンスを働かせて、浄化をしようという、そういう動きを見せている。それは法人化されていて、しっかり組織ができているから、そういうことが可能なんだろうが、中体連の場合は、そういうものが、正直いって見受けられません。先ほど言ったように、単に開催をするだけと、そうなると、各学校、各部活、お金を集めるわけですよ。その加盟料というのですか。それが上がり、そして、全国の組織に上がり、そのお金を何に使っているのかと。そういった話も、当然これから出ていく話なのだろうと。

1番の問題点というのは、部活動の指導方法と共に体罰です。今、中学校の部活動

というのは、子どもが少なくなっているけれども、部活の数だけは、一定数を要望される。子どもが当然要望しますから。そうして、それを何とか開いてあげなければいけない。その協議であるとか、そういったことに対して、素人でありながら、子どもたちのことを考えて、それを受け持ってくれる先生がいるわけですが、そういった先生方のプレッシャーというのは、私は物すごいことだろうと思うのですよ。ですから、学校の校長などは、すぐ先生に感謝して、ありがとうねという指導もするし、また、子どもたちにも、この先生がこうやってくれているからなのだよという指導をして、そこは教育的にいくのですが、逆に、組織のほうでやる競技団体のほうが、例えば、帯同審判とって、全く素人の人がバスケットボール部だとかの顧問になってくれているのに、帯同なのだから、審判をしろという、かなりのテクニックを要求されるわけです。当然素人ですから、走るのも精いっぱい、ミスジャッジもしますよね。それに対して中体連の組織のほうで批判をするのです。そんなのはあり得ないですよ。まさにそれは、できる人が、自分のためだけのために、そしてなおかつ、自分の学校のチームが勝つだけのために運営しているとかしか、私には思えない。

さらに言えば、体罰の問題。子どもたちが何らかの不幸事をしたときに、そういうときだけ、ガバナンスを働かせて、君たち、出場停止だと。顧問の意向だとか、学校の事情だとか、そういうこともかかわらずに、組織として、そんな強権的なことをするくせに、一方で、体罰をした教員が、そのまま別の学校に異動したとき、同じ競技の指導者になって、そしてまた、同じことを繰り返して、勝ち上がってきて、鼻高々に生活している。これなどは、まさに中体連としてのガバナンスが全くないわけですね。某大学の監督さんが辞めて、別の大学に行って、監督をやるようなものですよね。そんなことは世の中であり得ないのです。そういった点のガバナンスについて、ここで中体連も、しっかりと態度を決めて、そして、自分たちの組織運営等を見直すべきではないか。たまたま来年度から、東京都中体連の組織に関して、さまざまな支援が東京都からも市区町村からも必要になってくる時期です。我々としても、そこに何らかの補助を出してやるのだとするならば、中体連みずからが、しっかりとしたガバナンスを、ここで改めて抜本的に考えながら、改善していかなければいけないと考えておりますが、本市の中体連担当の校長会のほう、どのような工作、反応を持っているか、お聞かせください。

上野統括指導主事　　今、教育長から御意見をいただきました、中体連また、校長会のガバナンスについてなのですけれども、昨年度、平成29年度に、日本中学校体育連盟のほうから、運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力、体罰、セクハラ等に対する、日本中学校体育連盟の対応という決定が出ております。詳しく申し上げますと、日本中体連のほうで、過去に暴力等で懲戒処分を受けている先生につきましては、大会引率ができないという通知が出されております。こちらは、都のほうで正式なものを出されておりましたが、八王子の中体連のほうでは、こちらを重く受けとめていらっしゃいます。さきに中体連の役員会がございますので、その中でこの通知に基づいて、本市でも、過去に懲戒処分を受けている先生に関しては、引率ができない等の徹底をするということが1つと。あとは暴言等をいろいろな場面で上がってはいるとは思いますが、そういうものに関しての中体連の組織で評価して、自分たちのほうでも、しっかり指導していくということをお言葉としていただいております。

また、教育長からも先ほどありましたが、審判等の帯同というところに関しましても、それぞれ中体連の中にも、野球ですとか、サッカーですとか、各部がございますので、その中で育成もしていくということも、お話を受けております。

また、この中体連の役員会を受けたところを通しまして、中体連の会長から、校長会でもこういう連絡をしました、というところをお伝えいただく予定でございます。その後、校長会長から、各中学校長にも、こういうお話があるということをお話を踏まえて、各学校の顧問の先生方にお話をしていく。中体連と学校の両輪で指導、評価していくことを、返答をいただいております。

以上になります。

安間教育長　　それが当たり前だろうと思うのですが、引率ができないという絞りではなくて、顧問ができないと、そのぐらい、自分たちの組織に対する誇りを持っていただきたいという要望、この公式の場で申し上げておきますので、伝えてください。と同時に、体罰の問題だけではありません。私が申し上げたようなガイドラインの順守です。ガイドラインを順守しなかったから、子どもたちを出場停止にするというのではなく、顧問教員の問題です。週何日間の練習とか、ガイドラインで示されているわけですから、それ以上やってしまった子どもたちを出場停止にするのではなく、それを指示して動かした。

例えば、部活動としてはやらない。子どもたちが自主的にやる。どこかで聞いたような話ですけれども、子どもたちに対してプレッシャーをかけて、子どもたち自身のみずからの意思でやりましたと言わせて、そして、活動するような状況、こういったことも、中体連としてあり得ないのだと、許せないのだと、そんな指導をする教員は、部活の顧問として、子どもたちを指導するには不適格なのだ、そういう強い姿勢をぜひ出していただきたいと、そこら辺も重ねてお伝えいただきたいと思います。

大きな二点目です。スクールサポートスタッフの件なのですが、現在、スクールサポートスタッフは、何校に配置されておりますでしょうか。そのうち、5日間フルタイムは何校、3日間ぐらいというのは何校、まず、数字をお答えください。

野村教職員課主査 人数でございますが、今、8月現在、1学期の任用を終わったところということになります。1学期の任用で、小・中学校合わせて93校で、まず、スクールサポートスタッフが配置できております。

ただ、御質問のありました週5日とそれ以外のところの人数に関しては、今、手元に資料を持っていないものなので、この場で即答はできないのですが、ただ、基本的に1学期の任用をしてきたところにつきましては、少なくとも週3日以上で学校に配置してきました。大半が週5日で任用できているのですが、正確な数字がないので、週5日以外の学校数については、わからないという現状です。申し訳ありません。

安間教育長 正確な数字は結構です。93校ということで、これはよくやっている数字とは私は思えない。

先ほど、委員のほうからありましたとおり、今回の働き方改革推進プランの根本理念というのは、教育の質の向上です。質を向上させるためには、どうすればいいのか。教員を専門家として扱うことだと、私は常々考えています。要は専門家である教員が、専門に没頭する。その時間をつくるということが、私は誇りとやりがいを持たせるものだろうと思っておりまして、学校の中には、さまざまな雑用がある。以前もお話ししましたが。

運動会の前日に、夜遅く午前零時過ぎまで、翌日使う花を折って、パチン、パチン、ホチキスでとめている先生がいたと。翌日それで運動会で子どもたちは楽しくやったわけですが、このパチパチ、深夜、零時過ぎまで、先生たちが家でやっているというのを、多分御出席の皆さん、それが教師の仕事であるというふうには決して思わ

ないだろうなと思います。極端な話をすれば、そういう仕事ぐらいは、先生が授業をやっている間に、別室でつくっておいてもらう人材がいると。極端なことを言えば、スクールサポートスタッフというのは、そういう意味合いを持つものだろうなと思っています。したがって、働き方推進プランがあるわけですが、私はその中核、一番大事な事業が、このスクールサポートスタッフだろうと考えているところです。

残りまだ入れていないという学校が、推察をするに、学校独自の閉鎖的な感覚がいまだ残っているという事例があるのだろうとは思いますが、ぜひそれについては、事務一丸になって、その古い意識を払拭する努力をしていただきたい。と同時に、教職員課の大変な御努力で、3日間の学校について、残りの2日間もというようなことを、今、お考えいただいて、2学期からはそれが実現できるという、事務量が要するに倍になるわけですから、教職員課も本当大変だろうと思いますけれども、ぜひ、学校のためだということで、5日間、フル入って頂けるように御援助、ぜひ事務局をお願いをしたい。逆に、いつまでも、教員ではなくてもできるような仕事を校長が命じている状態は、やはり、これは不法だと思います、私は。そんな状態を解消してもらいたいと思いますし、同時に、私はこれに関する予算を余らせるつもりは全くない。1学期現在で、使用しなかった分の予算はまだあるわけですから、それを例えば、今、1校1名、2名、1日一人とかでやっているかもしれませんが、2学期以降、例えば、研究発表会があって、その前の印刷物の印刷だとか、そういうようなことで、煩雑になるときが出てくるでしょう。そのときには、巡回スクールサポートスタッフなどをこちらのほうで用意しておいていただいて、その方を各学校に派遣をして、そして、そういう事務仕事、印刷をするだとか、そういうようなことぐらいはしてもらえような、ぜひ有効な予算の活用をお願いしたい。また、同時に、スクールサポートスタッフ自体の事務量もあるわけです。そういったところでも、このスクールサポートスタッフが動いてくれるというのが、真の働き方改革につながるのではないかなと思いますので、事務局はさらに精力的にこの事業を進めていただきたい。要望をしておきます。

以上です。

そのほかにございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　それでは、ほかに御意見もないようでありますので、お諮りをします。ただいま議題となっております。第31号議案については、提案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　御異議ないものと認めます。よって、第31号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長　続いて、日程第6　第32号議案　八王子市スポーツ推進審議会への諮問についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

清水スポーツ振興課長　それでは、第32号議案　八王子市スポーツ推進審議会への諮問について、御説明申し上げます。詳細につきましては、青木主査から説明をいたします。

青木スポーツ振興課主査　それでは、第32号議案　八王子市スポーツ推進審議会への諮問について、御説明いたします。

本案は、7月11日に開催された第6回教育委員会定例会において、協議させていただきました八王子市スポーツ推進計画の中間見直しを実施するにあたりまして、八王子市スポーツ推進審議会に諮問し、意見を求めるものでございます。八王子市教育委員会は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき、平成26年3月に、八王子市スポーツ推進計画を作成いたしました。この計画は、本市の基本構想、基本計画である八王子ビジョン2022の個別計画と位置づけ、八王子市のスポーツ推進施策を具体化し、生涯スポーツ社会を実現することを目的としております。計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間となっており、計画の進捗状況や社会情勢、国の政策動向等の変化に対応させるため、策定後、5年を目途に、中間見直しをすることとなっております。

そこでこのほど、八王子市スポーツ推進審議会条例第2条に基づき、諮問するものでございます。

諮問する内容は、本計画の中間見直しに伴う素案作成に関することでございます。なお、第6回定例会で御助言いただきましたとおり、スポーツ推進審議会で御審議い

いただいた内容を、教育定例会に後日報告させていただきます。そして、最終的には、教育定例会の議案として上程いたします。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、スポーツ振興課からの説明は終わりました。まず、本案について、御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、御意見も含めてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 特に御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。ただいま議題となっております、第32号議案については、提案のとおり、決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。よって、第32号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは、続きまして、報告事項となります。

まず、教育支援課から報告、お願いします。

穴井教育支援課長 それでは、教育支援課から、先日の7月6日に実施しました「不登校の子どもたちを支援する学校等の説明会」の実施結果について、御報告申し上げます。詳細につきましては、長田主査からいたします。

長田教育支援課主査 「不登校の子どもたちを支援する学校等の説明会」の実施結果について、報告させていただきます。お手元の資料を御覧ください。本説明会は、7月6日、金曜日、午後6時半から午後8時の時間で、教育センター大会議室で実施いたしました。対象は市内在住の小中学生の保護者並びに関係機関の職員です。説明会の内容としましては、高尾山学園の概要、高尾山学園に転入学するための適応指導教室、やまゆりの概要説明、こちらのほうを30分程度の時間で実施いたしました。この後、残りの1時間半で、利用に関する相談を受け付けております。

当日の参加者ですが、29組38名の参加がありました。内訳としましては、保護

者が32名、うち父親が7名、母親が25名、子どもは児童が2名、生徒が3名、学校関係者は1名の参加です。

事前に申し込みを取りまして、29組中23組が事前の申し込みがありました。当日の欠席が2組です。あと、当日の申し込みとしては、8組の申し込みがありました。事前申し込みに関しましては、この説明会について、どこで情報を知りましたかということでアンケートをとらせていただきまして、このうち15組の方が、学校だよりを見て、応募しましたというお答えを得ております。

裏面です。利用に関する相談ですが、相談件数としては、18件の相談を受けました。17組の方が相談をしておりまして、うち1組が2カ所で相談を行ったということになります。29組中17組ということで、参加者の58%が個別相談を行ったこととなります。

相談の内訳としましては、高尾山学園が1件、適応指導教室が11件、総合教育相談室が6件となっております。この総合教育相談室につきましては、お子さんの状態が、今どういう状態にあるのか。そこで今悩んでいるというところで、適応指導教室の話聞いたほうがいいのか。高尾山を目指したほうがいいのかという、そういう悩みのある保護者の方が、総合教育相談室で相談しております。

主な相談内容になりますが、在籍校に子どもが行きたがらない、高尾山学園を考えている。というもの。そして、年長から登園渋りがあって、今後が心配で、この後、八王子市には、どういう施設があるのか知りたかったという方もありました。また、子ども本人が、高尾山学園を強く希望している。さらに現在小学校6年生で、高尾山学園を含めて、どこの中学校に入学するのか、悩んでいると。そういった相談もありました。

説明会に付随する報告といたしまして、7月25日、26日の両日で、やまゆり体験を実施しております。こちら25日は参加者が7組、保護者のみの見学も含んでおります。このうち、5組が7月6日の説明会に出席しております。

続きまして、7月26日ですが、参加者が10組です。このうち6組が説明会の参加者になっております。説明会参加以外の参加というのは、スクールソーシャルワーカーが関わっているケースのお子さんであったり、現在のやまゆり教室に体験通級を行っているのですけれども、なかなか通級が進まないお子さんについて、こういった

体験で、人数の少ないときに、もう一度参加してみて、さらにこの後の通級につなげるという、そういう目的で参加しているお子さんもいらっしゃいました。

次回説明会ですが、11月17日、土曜日、午前10時から正午の時間帯で、教育センター大会議室で実施いたします。内容につきましては、高尾山学園、そして適応指導教室やまゆりのほかに、在籍校復帰を目指すための適応指導教室、ぎんなん、松の実、そして、総合教育相談室の利用の方法についての説明となります。

今回同様、施設の利用に関する相談も実施する予定となっております。

報告は以上です。

安間教育長 ただいま教育支援課からの報告が終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

大橋委員 ウィークデーの開催は、今回が初めてだったのでしょうか。

長田教育支援課主査 昨年度もウィークデーの夜間で実施をしております。

大橋委員 できるだけ間口を広くするということでしょうか。いろいろな機会を設けて、説明をし、活用してもらおうということが、私は大事だと思っていますので、今後も土曜日ということだけではなくて、機会を設けていただけたらと思っています。

以上です。

安間教育長 ほかにございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 先ほど、学校だよりでの周知が一番というお話がありました。それはそうですね。学校が一番関わっているわけですから、不登校状態になる子どもとの接触は週に1回ぐらい最低はしているでしょうから、そういうところで、こういったことも必要に応じて話題に取り上げていただきたい。そこら辺は指導課もぜひ協力をして、進めてください。

それでは、本件報告として承らせていただきたいと思います。

続きまして、こども科学館から報告を願います。

遠藤こども科学館長 私から、こども科学館ネーミングライツ・スポンサー協定の締結について、御報告をさせていただきます。

今回の趣旨でございます。本市とコニカミノルタ株式会社が締結しております八王子市こども科学館ネーミングライツ・スポンサー協定、初回は、25年7月8日に締

結しておりますが、協定期間が、平成30年7月31日に満了することに伴いまして、協定の更新協議が完了いたしましたので、7月31日づけで協定を締結したことについて、報告させていただきます。

まず、協定内容でございます。愛称につきましては、変更なく、コニカミノルタサイエンスドームとします。協定の内容につきましては、こども科学館に愛称を定める権利、いわゆるネーミングライツについて、使用期間は2年間延長し、協定期間は30年8月1日から32年7月31日までです。

命名権料は前回と同様、年間250万円、2年間で500万円となります。

次に協議の経過及び、協議の確認事項でございます。協定書第11条におきまして、協定期間満了6カ月前までに、コニカミノルタ(株)から、八王子市に書面で延長の申し出をした場合には、双方協議の上、協定延長ができることとなっております。この協定期間満了6カ月前となります平成30年1月29日付で、コニカミノルタ(株)から文書によって、期間延長の申し出がありましたことから、更新に向けて協議を開始いたしました。

延長期間につきましては、前回と同じ2年間で調整をいたしました。命名権料につきましては、経済情勢が厳しい中、真っ先に宣伝料が削られるという状況の中で、従来と同じ金額でという市の要望に応える形で250万円としていただきました。

その他、コニカミノルタから申し出がございました。1点が、プラネタリウム投影番組のリスト等につきまして、事前に報告がほしいということです。これは会社としてふさわしくない番組を出されると困るという理由からですが、それについては、両者合意の上、確認書で確認をしております。

2点目は、協定の更新について、協定締結式を行わないことです。3度目の協定となりますので、あえて協定締結式は行いません。

なお、命名権料について、科学館の運営、特に番組の作成、投影の業務委託等々に使用させていただいております。

報告は以上です。

安間教育長 　ただいま、こども科学館からの報告は終わりました。本件について、御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　コニカミノルタさんの御厚意に感謝を申し上げて、報告として承らせていただきたいと思います。

これで公開の審議は終わりますが、委員から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　ないようであります。

安間教育長　　それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。再開は25分をお願いします。

【午前10時18分休憩】